【　総　則　】
第１条　乙は、表記物件を甲の指定する日時までに、別紙仕様書等に基づき、甲の指定する場所に搬入しなければならない。
２　乙は、物件の搬入にあたって、その品質、形状、寸法等については、すべて甲の定める規格、仕様書、図面または見本等により搬入しなければならない。
３　搬入搬出に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りでない。
４　乙は、指定期日までに搬入できない理由が生じたときは、すみやかにその理由および影響日数等を詳記して甲に届け出なければならない。
【　検　査　】
第２条　搬入した物件は、甲の定める検査に合格したものでなければならない。検査に要する費用および検査のため変質変形または消耗毀損したものに係る損失は、すべて乙の負担とする。ただし、特殊の検査を要するものはこの限りでない。
２　乙は、甲の指定する日時および場所において、検査に立会わなければならない。検査に立会わない場合は、乙は、検査の結果について異議の申し立てができない。
【検査不合格の場合】
第３条　乙は、搬入した物件の全部または一部が検査に合格しないときは、すみやかに不合格となった物件を引き取り、代品を搬入しなければならない。
【遅延違約金】
第４条　乙は、指定期限内に物件の搬入を完了しないときは、延滞日数に応じ契約金額に年３．１％の割合で計算して得た額を遅延違約金として、甲に納付しなければならない。
２　前項の規定により計算した違約金の額が１００円未満であるときは、違約金を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
３　前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。
【請求・支払い】
第５条　乙は、契約履行後でなければ代金を甲に請求することができない。ただし、仕様書等により別に定めた場合はこの限りでない。
２　甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に甲の指定する金融機関において支払う。
３　甲は、第２項の期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の定めにより、乙に対し延滞日数に応じ支払金額に年３．１％の割合で計算して得た額を遅延利息として支払う。
【事　情　変　更】
第６条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲または乙は、相手方と協議のうえ、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。
【協議による変更・解除】
第７条　甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部もしくは一部を変更、中止または解除することができる。
２　前項または第６条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額に増減を生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更する。
３　前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させ、または返還する。
４　乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲と協議のうえ、この契約を解除することができる。
(1)　第１項の規定により、甲が物件の搬入を中止させ、または中止させようとする場合に、その中止期間が３月以上におよぶとき、または契約期間の３分の２以上におよぶとき。
(2)　第１項の規定により、甲が契約内容を変更する場合に、契約金額が２分の１以下に減少するとき。
【甲の解除権】
第８条　乙が次の各号の一に該当する場合は、甲は、何ら催告を要さずに契約を解除することができる。
(1)　乙の責に帰する事由により期間内に契約を完了しないとき、または完了の見込みが明らかにないと甲が認めるとき。
(2)　乙またはその代理人若しくは使用人が契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。
(3)　乙またはその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
(4)　乙が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。
(5)　乙の責に帰すべき事由により、この物件が滅失または毀損し、使用不能となったとき。
(6)　前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
(7)　乙が契約の解除を申し出たとき。
２　前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属する。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は、本項を適用しないことがある。
３　乙が契約保証金の納付を免除されている場合において、第１項の規定により契約が解除されたときは、乙は、契約金額（履行部分がある場合は、契約金額から履行部分の代金を控除した金額とする。）の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、正当な理由によって契約の解除を申し出た場合は、甲は、本項を適用しないことがある。
４　乙は、この契約が解除されたときは、乙の負担により、すみやかに物件その他の機材等を引き取らなければならない。
【談合その他不正行為による甲の解除権】
第８条の２　甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第５０条第１項に規定する納付命令）又は同法第６６条第４項の規定による審決が確定したとき。（同法第７７条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
(2)　乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第７７条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者または代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３または同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。
２　前条第２項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
【損　害　賠　償】
第９条　乙は、契約の履行に際し施設等の全部または一部に損害を与えたときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって甲に生じた損害を賠償する責任を負う。
２　乙は、契約の履行に際し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。
【談合その他不正行為に係る損害の賠償】
第９条の２　乙は、この契約に関して、第８条の２第１項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、かつ、甲が損害の発生および損害額を立証することを要することなく、賠償金として、契約金額の１００分の１０に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。
(1)　第８条の２第１項第１号及び第２号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売の場合。
(2)　前号に掲げるもののほか、第８条の２第１項第１号及び第２号のうち、審決の対象となる行為が甲に金銭的な損害を生じさせるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合。
(3)　第８条の２第１項第３号のうち、乙が刑法第１９８条の規定による刑が確定した場合（乙について刑法第９６条の３の規定にも該当するとして刑が確定した場合を除く。）。
２　前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。
３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
【保証金の返還】
第１０条　甲は、乙の請求に基づき、契約保証金の全部または一部を代金の支払いのときに返還する。
２　前項の規定にかかわらず、第８条第２項の規定により契約が解除された場合において返還すべき契約保証金があるときは、甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日以内に返還する。ただし乙は、第８条第４項に定める物件等の引き取りが完了するまでは、契約保証金の返還を甲に請求することができない。
３　契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。
【　相　殺　】
第１１条　甲は、この契約において、乙から取得する金銭があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお不足を生じるときは、更に追徴する。
【権利義務の譲渡・担保の禁止】
第１２条　乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
【秘　密　保　持】
第１３条　乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。足立区個人情報保護条例の対象とする個人情報を取扱う契約については、別紙の定めに従うものとする。
【情報通信の技術を利用する方法】
第１４条　この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承認および解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
【信　義　則】
第１５条　乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
【疑義の協議】
第１６条　この契約条項および仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約条項もしくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。
【足立区契約事務規則の遵守】
第１７条　乙は、この契約条項のほか足立区契約事務規則を遵守しなければならない。
【単価契約の場合】
第１８条　乙は、甲の発行する発注書等の指定期日までに、指定の場所に物件を搬入する。
２　乙は、代金の請求については、検査終了後、１ヶ月分をまとめて翌月１０日までに甲に請求する。ただし、仕様書等において別に定めた場合はこの限りでない。
３　第４条の「契約金額」は、「発注金額（契約単価に発注数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。
４　第８条および、第９条の２の「契約金額」は、「発注予定金額（契約単価に発注予定数量、消費税率を乗じて得た額をいう。ただし、契約単価が消費税込の場合は、消費税率を除く。）」と読み替える。

甲と乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。